

敦賀地域における対応体制について (案)

令和5年3月29日

福井エリア地域原子力防災協議会
敦賀地域分科会

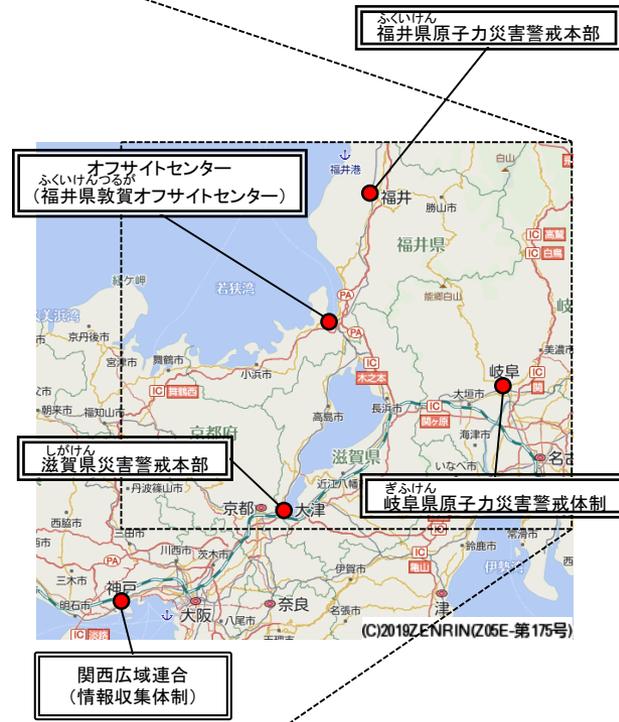
福井県及び関係市町の対応体制

- 福井県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。



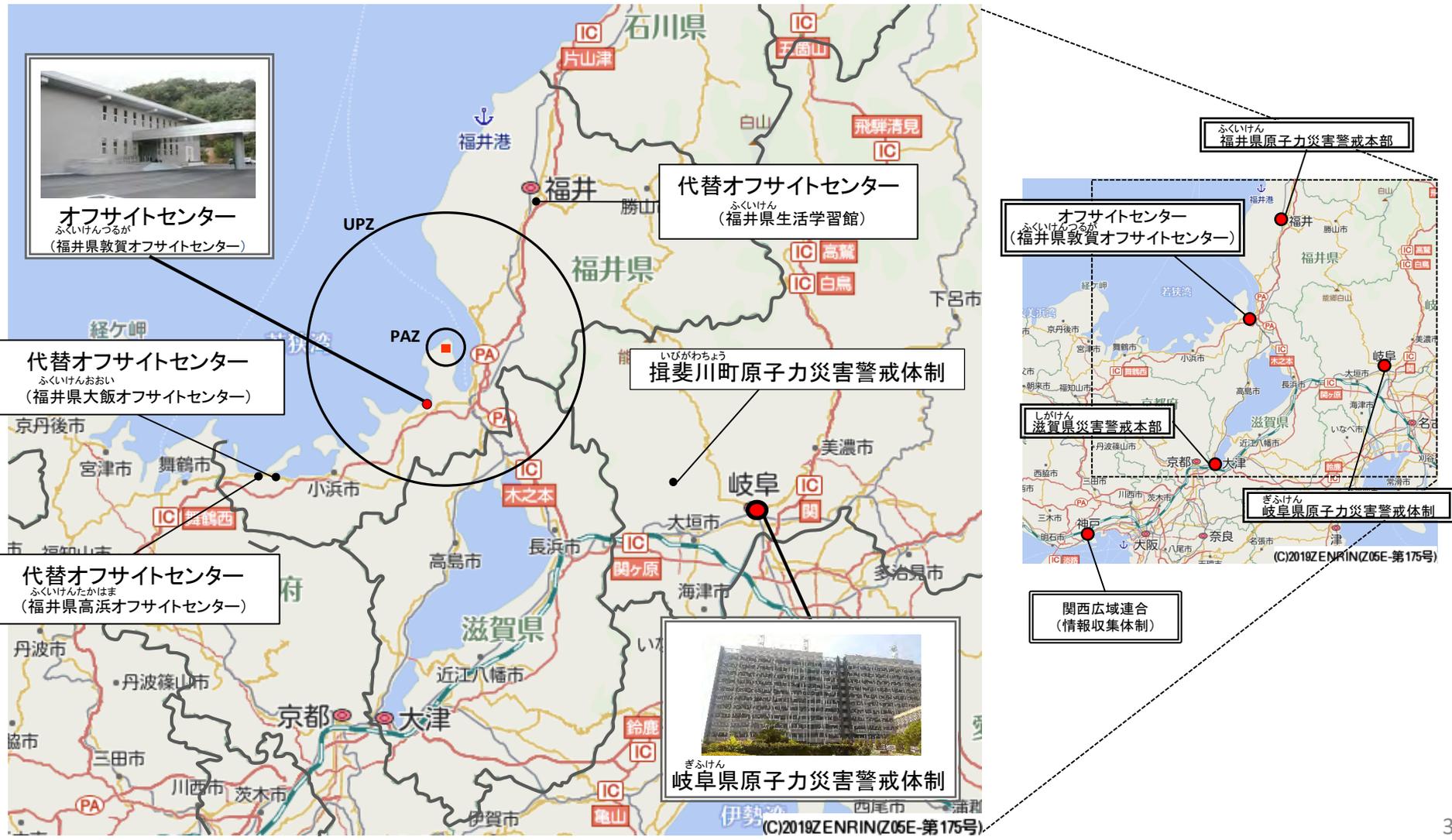
滋賀県、長浜市及び高島市の対応体制

- 滋賀県、長浜市及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。



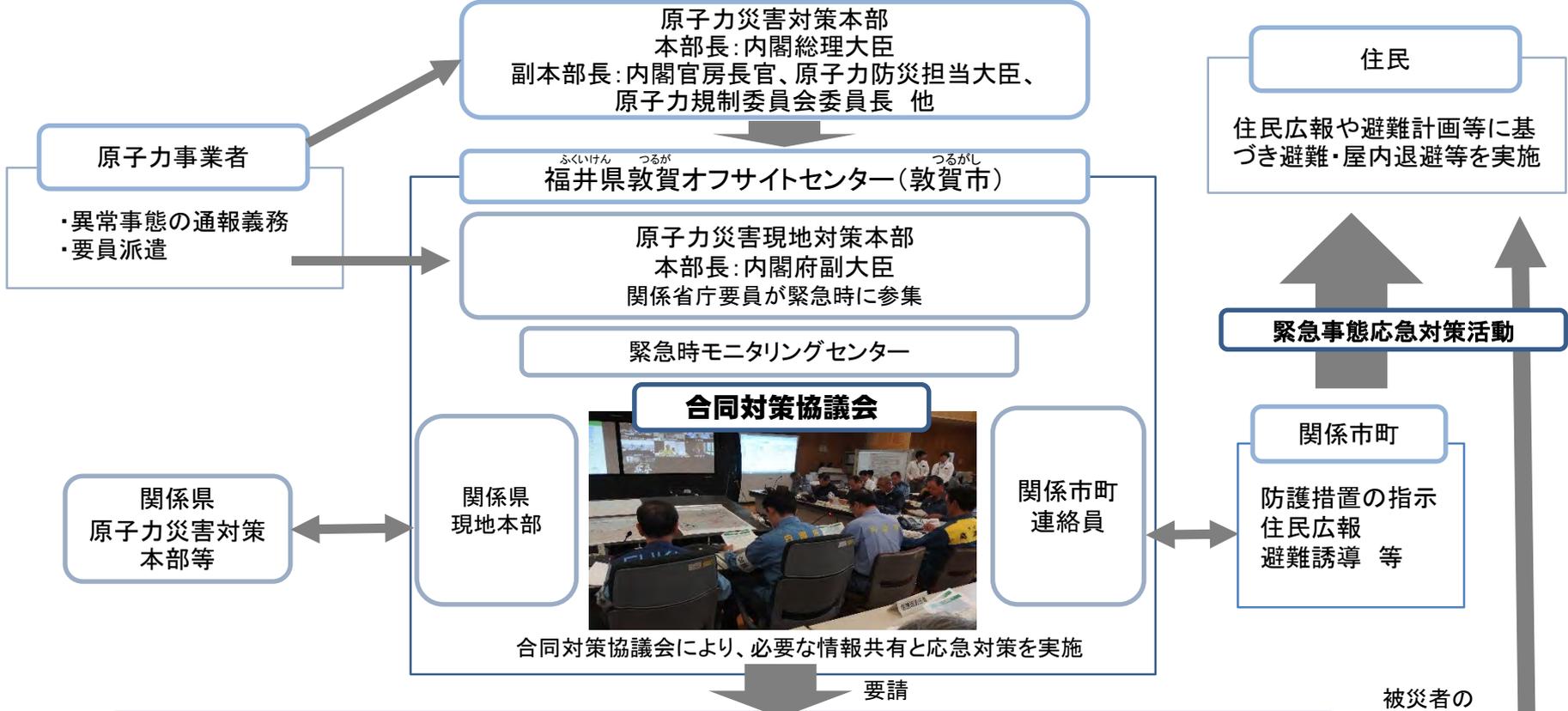
岐阜県及び揖斐川町の対応体制

- 岐阜県及び揖斐川町は、警戒事態に該当する事象が発生した場合に、原子力災害警戒体制に移行。その後、事故の状況等に応じて原子力災害警戒本部、災害対策本部を設置。
- 原子力災害警戒体制では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、関係機関等に対する情報提供を実施。



国の対応体制

- 敦賀市において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、福井県敦賀オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



- 実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）
- 指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等）